

令和元年度
第 2 回前橋市国民健康保険運営協議会

諮詢事項説明資料

前橋市健康部国民健康保険課

令和2年度 国民健康保険税課税限度額の改正について

1 改正の理由

国民健康保険税の課税限度額の改正などが盛り込まれた令和2年度税制改正大綱が、令和元年12月20日に閣議決定された。

政府は被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、本市の国民健康保険税の課税限度額を政令に合わせて改正するもの。なお、今回の改正は、政令が改正された後に改める。

2 改正の内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を、現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に改めようとするもの。（後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額については改正なし。）

3 施行期日

令和2年4月1日

【参考】

年 度	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額 (40 歳～64 歳)	合 計
令和元年度 (現行)	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度 (改正後)	63万円 (+2万円)	19万円 (±0万円)	17万円 (+1万円)	99万円 (+3万円)

〈課税限度額に達する目安〉

※給与収入を有する単身世帯の場合

1 年 度	年 収 (所 得)
令和元年度 (現行)	1, 090万円 (870万円)
令和2年度 (改正後)	1, 119万円 (899万円)

〈課税限度額とは〉

- ・ 国民健康保険において、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、納めた保険税の多少に関わらず、医療機関で受診した場合に、誰もが等しく給付を受ける権利がある。このことから、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点において、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要があるため、課税の最高限度額を地方税法等の規定の範囲内において市町村の条例で規定している。
- ・ この課税限度額を超える条例規定は、当然違法となるが、昨今の医療費等の 増嵩ぞうすうの中、最高限度額を抑えることは低中所得者層に負担を強いる結果となることから、地方税法の規定の趣旨を尊重し、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされている。

4 法令上等の規定

地方税法

第 703 条の 4 (一部抜粋)

- 11 基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 19 後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 27 介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

地方税法施行令 【現行】

第 56 条の 88 の 2 法第 703 条の 4 第 11 項に規定する政令で定める金額は、61万円とする。

2 法第 703 条の 4 第 19 項に規定する政令で定める金額は、19万円とする。

3 法第 703 条の 4 第 27 項に規定する政令で定める金額は、16万円とする。 

前橋市国民健康保険税条例 【現行】

第2条 (一部抜粋)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

改正予定

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

改正予定

5 課税限度額の経過

本市では、政令に合わせて課税限度額を設定、改正してきている。

年度	基礎課税 限度額	後期高齢者 支援金等課 税限度額	介護納付金 課税限度額	説 明
12	53万円	(中 略)	7万円	H12 介護保険制度創設に伴い地方税法等が改正され、介護納付金分課税限度額を7万円に設定した。
19	56万円	—	9万円	H19 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を56万円に改めた。
20	47万円	12万円	9万円	H20 後期高齢者医療制度創設に伴い地方税法等が改正され、基礎課税限度額を47万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円に設定した。
21	47万円	12万円	10万円	H21 地方税法施行令の改正に伴い、介護納付金課税限度額を10万円に改めた。
22	50万円	13万円	10万円	H22 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を50万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等課税限度額を13万円に改めた。
23	51万円	14万円	12万円	H23 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を51万円、後期高齢者支援金等課税限度額を14万円、介護納付金課税限度額を12万円に改めた。
26	51万円	16万円	14万円	H26 地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税限度額を16万円に改めるとともに、介護納付金課税限度額を14万円に改めた。
27	52万円	17万円	16万円	H27 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を52万円、後期高齢者支援金等課税限度額を17万円、介護納付金課税限度額を16万円に改めた。
28	54万円	19万円	16万円	H28 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を54万円、後期高齢者支援金等課税限度額を19万円に改めた。
30	58万円	19万円	16万円	H30 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を58万円に改めた。
31	61万円	19万円	16万円	H31 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を61万円に改めた。

低所得世帯に対する国民健康保険税軽減基準の改正について

1 改正の理由

世帯の所得が一定金額以下の場合には、国保税のうち均等割額・平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。

今回、経済動向等を踏まえて、令和2年度税制改正大綱に軽減判定の基準額引上げが盛り込まれた。

政府においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、政令にあわせて本市条例で定める軽減基準を改めようとするもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に、改めようとするもの。

3 施行期日

令和2年4月1日

① 5割軽減

区分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	33万円 + <u>28万円</u> × (国保加入者+特定同一世帯所属者の数) を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>98万円</u> 超 <u>193.1万円</u> 以下が対象
改正後	33万円 + <u>28万5千円</u> × (国保加入者+特定同一世帯所属者の数) を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>98万円</u> 超 <u>195.1万円</u> 以下が対象

② 2割軽減

区分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	33万円 + <u>51万円</u> × (国保加入者+特定同一世帯所属者の数) を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>193.1万円</u> 超 <u>291.5万円</u> 以下が対象
改正後	33万円 + <u>52万円</u> × (国保加入者+特定同一世帯所属者の数) を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>195.1万円</u> 超 <u>295.9万円</u> 以下が対象

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の者

モデルケース

3人世帯（40歳代夫婦、子）で、1人だけ給与収入294万円（給与所得187.8万円）がある場合

現行では、2割軽減の基準である、 $33\text{万円} + 51\text{万円} \times 3\text{人} = 186\text{万円}$ を超える所得金額となるため、軽減非該当世帯である。

改正後は、2割軽減の基準である、 $33\text{万円} + 52\text{万円} \times 3\text{人} = 189\text{万円}$ 以内の所得金額となるため、2割軽減該当になる。

	《現行の軽減基準》	《改正後の軽減基準》	《差し引き》
【基礎課税分（医療給付費分）】			
所得割額	$(1,878,000\text{円} - \text{基礎控除 } 330,000\text{円}) \times 6.8\% = 105,264\text{円}$	105,264 円	
均等割額	$24,600\text{円} \times 3\text{人} = 73,800\text{円}$	$\rightarrow 19,680\text{円} \times 3\text{人} = 59,040\text{円}$	
平等割額	16,800 円	13,440 円	
合計（100円未満切捨て）	195,800 円	177,700 円	△18,100 円
【後期高齢者支援金分】			
所得割額	$(1,878,000\text{円} - \text{基礎控除 } 330,000\text{円}) \times 2.5\% = 38,700\text{円}$	38,700 円	
均等割額	$13,200\text{円} \times 3\text{人} = 39,600\text{円}$	$\rightarrow 10,560\text{円} \times 3\text{人} = 31,680\text{円}$	
合計（100円未満切捨て）	78,300 円	70,300 円	△ 8,000 円
【介護納付金分】			
所得割額	$(1,878,000\text{円} - \text{基礎控除 } 330,000\text{円}) \times 2.5\% = 38,700\text{円}$	38,700 円	
均等割額	$15,600\text{円} \times 2\text{人} = 31,200\text{円}$	$\rightarrow 12,480\text{円} \times 2\text{人} = 24,960\text{円}$	
合計（100円未満切捨て）	69,900 円	63,600 円	△ 6,300 円
【国民健康保険税全体】	344,000 円	311,600 円	△32,400 円

4 法令上等の規定

地方税法

第 703 条の 5 (一部抜粋)

総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

地方税法施行令 【現行】

第 56 条の 89 2 二 (一部抜粋)

イ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円を超えない世帯 10 分の 7

ロ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 28万 円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10 分の 5

↑
改正予定

ハ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 51万 円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10 分の 2

↑
改正予定

前橋市国民健康保険税条例 【現行】

第12条 (一部抜粋)

次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

↑
改正予定

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

↑
改正予定